

# 象徴天皇観と憲法の交錯

— 吉田茂と芦田均を中心に —

東 健 太 郎

## はじめに

大正10(1921)年5月9日、裕仁皇太子、後の昭和天皇を乗せた御召艦「香取」は、随艦「鹿島」と共にイギリスのポーツマス港に入港した。英国艦隊はこれを満艦飾で出迎え、21発の皇礼砲で迎えた。後年、天皇が皇太子時代の一番の思い出として挙げたヨーロッパ訪問の第一歩である。当時、第一次大戦を経た欧州では、ロシアやオーストリア、ドイツ、オスマンといった諸帝国が相次いで崩壊し、殊にロシアの社会主義革命は大日本帝国の朝野にも大きな衝撃を与えていた。また、大戦後のアメリカの台頭は、大西洋と太平洋の両地域に新しい国際秩序の形成をもたらした。そうした変動の時代にイギリス・フランス・イタリア等を歴訪したこの外遊は、病弱の大正天皇に代わって裕仁皇太子が摂政、そして次代の天皇という大任を背負う前に、イギリスはじめ欧州の立憲君主制やデモクラシーを見学し、国際情勢を身近に感じる貴重な機会であった(波多野[1998])。

日本側の随員には、これまで箱入りだった21歳の皇太子の振る舞いに心配もあったが、ジョージ5世の歓迎の辞に堂々たる答辞を述べ、国王と親しく歓談する姿は一同を安堵させた。当時42歳で駐英大使館の一等書記官だった吉田茂も歓迎晩餐会の末席に連なり、皇太子の姿に強い印象を受けた1人である。吉田が岳父の牧野伸顕に宛てた報告の書翰は、「素朴思フカ儘ノ天真《御》発露」「天性ノ御美質」といった皇太子への賛辞に満ちている(吉田[1994: 614]、

T10/6/10牧野伸顕宛書翰<sup>①</sup>)。

イギリス訪問を終えた皇太子一行は5月30日にポーツマスを発ち、ドーヴァー海峡を渡ってフランスのル・アーブル港に入った。出迎えた駐仏大使館員らの中には、33歳で二等書記官の芦田均がいた。フランス語に堪能な芦田は皇太子の滞仏中ほぼ全行程に渡って随伴し、一行が大戦の古戦場ヴェルダンを視察した際は、案内役のペタン元帥と皇太子の間で通訳を務めている。パリでは皇太子が少数の随員と地下鉄に乗ってしまい、見失った芦田らを心配させる場面もあった。7月9日に皇太子の乗艦が南仏トゥーロン港を出航した時のことを、芦田は「何とも知れぬ感激に眼頭の熱くなつた」と回想し、この訪欧が「日本帝国の国威が頂点に達した時であつた」と書き記している(芦田[1986a: 52]、S20/10/20、芦田[1986a: 87])。

そうした感慨に芦田が耽ったのは、皇太子訪欧からおよそ25年の後、帝国が崩壊した昭和20年のことである。ポツダム宣言を受諾した日本は、憲法改正を含む大規模な変革の要求に晒され、昭和天皇の地位も戦犯指名問題や退位問題で激しく動揺した。戦争の道義的責任を求める声は国内においても強く、昭和20年の占領直後、昭和23年の東京裁判結審時、及び講和条約が発効する昭和27年の、都合3回に亘って天皇退位論が大きく問題化する。降伏時に日本政府が最後まで固執した国体も、共産主義の用語として禁じられていた天皇制の語が用いられ、公然とその存廃が議論されるに至った。

若き日、異国の地において多数の随員の中の一員としてのみ皇太子に接した吉田と芦田は、占領下の政治指導者として、危機に瀕した天皇制の運命に大きく関与することになった。吉田はマッカーサーら連合軍司令部(GHQ)との厳しい折衝にあたり、天皇の地位の安泰と引き換える形で新憲法を受け入れた。3度に亘る昭和天皇の退位問題に終始関係した人物でもあった。一方、芦田は新憲法の制定に情熱を燃やした人物であった。首相時代には天皇の意に反する形で宮中人事に介入し、一時はその退位を視野に入れていた。

明治憲法における元首、統治権の総攬者としての天皇が戦後憲法下の象徴に転換を遂げるにあたって、彼らの果たした役割は大きい。加えて、新しい象徴という存在をいかに遇すべきか、必ずしも自明ではなかった。新憲法下の最初期に首相を務めた2人は、自ら制定に携わった憲法の、現実の運用の問題にも直面した。そして昭和天皇も彼らの行動に大きく左右されたのである。

天皇を巡る2人の政策が時に激しく対立したことは、既に指摘されている(渡辺[1990: 138-170]、後藤[2003: 215-218])。更に近年、宮内府(庁)長官を務めた田島道治の日記や文書が発掘され、改めて当時の天皇退位問題が注目されている(加藤[2002]、加藤[2003]、加藤[2006])。ただ、吉田が戦後保守政治の始祖として常に注目を集め、その天皇観が考察される機会も多いのに対して<sup>2)</sup>、芦田を含め、吉田以外の政治家が天皇を巡って様々な行動をとったその背景や動機には、必ずしも関心が寄せられない。本稿は吉田と芦田の人生を辿りつつ、彼らの天皇観や政治行動の由来とその帰結を比較する試みである。

## 1. 戦前の吉田と芦田

### 1.1. 経歴

吉田は芦田より9歳年長に当たる(以下、猪木[1995]などを参照)。土佐の自由民権運動家、竹内綱の五男として明治11(1878)年に生を受けた吉田は、実業家の吉田健三の養子となって莫大な遺産を相続した。幼少期はいくつかの学校を転々とし、総じて漢学中心の教育を受けている。学習院を経て明治39年に東京帝国大学を卒業し、外務省に入省した。当初は主に中国在勤の外交官生活を歩み、後年には外務次官や駐英大使といった要職を占めた。

30歳の時、吉田は牧野伸顕の長女、雪子を妻に迎えている。大久保利通の次男である牧野は藩閥の係累として伊藤博文や西園寺公望に近く、特に外交官として明治大正期の日本外交に活躍した人物である。大正14年から約10年に亘って内大臣を務め、昭和天皇の信頼厚い重臣となる牧野との縁戚関係は、吉田と天皇の距離を大きく近付けた。

大正10年の皇太子訪欧は、皇室への親近感を裕仁皇太子=昭和天皇という具体的な人格とも結び付けた。同時に、大戦後の時代風潮は吉田に危機感を触発した。前述した皇太子訪欧の際の牧野宛書翰において、吉田は「社会主義無政府主義労農主義ナト欧米思想界ノ混乱ハ我民心ニモ至大ノ影響可有之」ことを心配し、「我帝室中心主義ノ国体擁護」のための種々の方策を提唱している(吉田[1994: 616]、T10/6/10牧野宛書翰)。

昭和3(1928)年からは3年近く、田中義一、及び濱口雄幸内閣の下で外務次官に在任した。政友会の田中と民政党の濱口は対中外交など政策面で好んで対比されるが、特に深刻な影響をもたらしたのが宮中と内閣の関係の差であった。田中が即位間もない昭和天皇や牧野ら宮中側近と摩擦が多く、特に張作霖爆殺事件の処理を巡って天皇の不信をかい、総辞職した経緯は有名

である。一方、濱口内閣は天皇や宮中の支持を得てロンドン海軍軍縮条約の調印を成し遂げたが、その過程で軍の強硬派や右翼の批判を招き、それは宮中側近や天皇に対する反発にも繋がった(伊藤[2005: 70-224])。両内閣の下で牧野と連絡しつつ外務次官の職務をこなし、時に天皇の外交意思に触れた吉田は(柴田[1995]、柴田[1991: 249-250])、天皇と内閣の関係の機微をある程度感じ得る立場にあったように思われる。

明治憲法の下で、当局者は天皇の裁可を得るために天皇に上奏を行い、非公式な内奏の慣行もあった。こうした場で天皇の下問はしばしば政治的意思の表明でもあった(後藤[2005: 341-344])。更に、政党政治の中でモデルとされたイギリス流の立憲君主像に「君臨すれども統治せず」を地で行く全権委任型と、時に調停者の役割を果たす政党政治補完型まで幅があり、牧野や天皇が後者を実践しようとしたことも、田中内閣不信任といった事態を生む一因であった(村井[2005: 144-146])。

やがて満州事変や五・一五事件の危機を迎え、政党内閣の時代は終焉を迎えた。西園寺と牧野は親英米路線の維持では概ね一致したが、御前会議の開催など天皇親政の色彩を強めて危機の乗り切りを企図する牧野は、天皇の無答責を重視する西園寺との齟齬も来た。宮中外部からの攻撃も続き、昭和10年の国体明徴運動を機に牧野は内大臣を辞職した(茶谷[2005])。

翌年の二・二六事件では牧野や西園寺も襲撃対象となり、事件直後に広田弘毅が組閣する際には、外相候補だった吉田は、牧野の娘婿として陸軍に忌避された。昭和14年まで駐英大使を勤めた後の吉田は、野にあって対英米関係の打開や早期終戦の工作に取り組み、獄中に入る経験も経て敗戦を迎えることになる。

次に芦田の経歴を見よう(芦田[1986a]の進藤榮一による解題、宮野[1987]、松田[2006]などを参照)。芦田は明治20年、丹波の山村に生ま

れた。生家は大庄屋で、自由民権運動家だった父は代議士の経験もあった。明治37年、日露戦争の開戦と同年に第一高等学校に入学した芦田は、弁論部に所属して演説の才を磨き、あるいは仏語の原書に読み耽って同人誌に小説を寄稿するなど、旧制高校の学生生活を謳歌する。

当時の一高校長は新渡戸稲造だった。クエーカーの教義に裏打ちされた新渡戸の人格に惹き付けられた学生は、芦田内閣下で宮内府長官、侍従長にそれぞれ就任する田島道治、三谷隆信らを含めて数多い(加藤[2003: 41-51])。戦後に東大総長となる南原繁も、新渡戸に接したのを機に信仰と思索を深めて行く(南原[1985: 4-9])。哲学者で戦後は学習院長を務める安倍能成も当時の在校生だった(安倍[1966: 304-402])。彼ら一高の同窓生たちは、戦後の天皇を巡る諸問題に大きく関わることになる。

明治45年の7月に東京帝大法学部を卒業した芦田は、翌8月に外務省に入省した。折しも7月29日に明治天皇が死去し、時代は明治から大正への変り目であった。外交官として初の赴任地ペテルブルクでは、革命でロシア帝政が倒壊していく様子を直に目撃している。大正12年から3年近くに亘る本国勤務中、芦田は国内問題に関する文章を幾つか発表した。農村の疲弊に危機感を覚え、「民衆政治」や「国民外交」を訴えるその論調は、ロシア革命の衝撃を受けた大正期の政治論として1つの典型であろう。その一節で芦田は次のように説く。「日本の憲法は法律学的に見れば近世稀に見る立派な憲法である。運用のしかたでなんとでも融通は利く」(芦田[1925: 122])。なお、芦田は大正14年に裕仁皇太子夫妻に外交問題の進講を行っており、上記のような政論の一部はその記念に刊行した冊子に収められている。芦田は外交に関する論説も多く著し、特にトルコのボスポラス・ダーダネルス海峡に関する大著『君府海峡通航制度史論』で、母校から法学博士号を授けられた。

そうした言論活動や国内政治への関心からして、芦田は早くから政治家への転身を志していたように思われる。満州事変勃発直後の昭和7年2月総選挙で、芦田は政友会から出馬して当選し、政治家の道を歩み出した<sup>(3)</sup>。しかし、満州事変以降の経済ブロック構想などに批判的で、対英米関係を重視する芦田の外交論は、満州事変以降の日本外交の主潮とは異なっていく(三戸[2005: 8-12])。当時の政友会では鳩山一郎が政党政治の擁護と対英米協調を主張しており(小宮[2002: 56-57])、芦田もそのグループに連なっていた。

昭和15年、斉藤隆夫がいわゆる反軍演説で衆議院を除名された際、芦田は除名に反対票を投じた僅か7名の内の1人であった。鳩山グループは同交会を結成して大政翼賛会に対峙したが、昭和17年の翼賛選挙では激しい選挙干渉を受け、同交会は36人の現職議員中27人が落選した。芦田は辛うじて当選したが、友人で外交評論家の清沢洌が芦田の言葉を書き留めている。「おれは外国政府から圧迫されたことはない。しかし日本政府は俺の政治的<sup>(マツ)</sup>声明を奪おうとした。この事は決して忘れ得ない」(清沢[2002: 36]、S18/1/11)。

## 1.2. 戦時の天皇観

昭和10年代の吉田と芦田は、いわゆる現状維持派として共に傍流に追いやられた。外交官出身の2人は、国際法の重視、現実主義の視点、経済も視野に入れた対英米協調の重視といった点で、軌を一にしていた(三戸[2005: 8-9])。

しかし国内政治への見方は異なる。宮中グループに連なる吉田にとり、重臣層が「政界の唯一安定勢力」であり(吉田[1994: 654]、S15/1/11 牧野宛書翰)、自らの政治活動と戦略の基盤でもあった。戦時体制の進展と敗戦による共産化の危険を感じたことも、国体護持への信念を強めたと思われる。吉田が起草に関与した昭和20

年の近衛上奏文は、「国体護持ノ立場ヨリ最モ憂フベキハ、最悪ナル事態ヨリモ之ニ伴フテルコトアルベキ共産革命ナリ」と警告している(木戸日記研究会(編)[1966: 495])。

一方、政党政治家としての芦田の視線は宮中に向かう契機を秘めた。昭和19年、首相が東条英機から小磯国昭に交替した3ヵ月後、芦田は「重臣と称する無責任な集団」が首相を選任していると憤り、「我国には所謂立憲政治は行はれてゐないが、さりとて天皇の親政でもなく、「私党政治」であると書き付けている(芦田[1986a: 6]、S19/10/6)。

この年の9月、芦田は東京帝国大学に憲法学者の宮沢俊義を訪ねた。敗戦に備えた準備として、宮沢に「いろいろ憲法上の問題」の研究を依頼するためだった。天皇の詔勅による終戦という案や、「天皇の責任」、戦争裁判といったことが話し合われたという(宮沢・小林[1968: 164-165])。

戦局の悪化に伴い、昭和天皇の退位論が各方面で囁かれる情勢であった。その代表格である近衛文麿は、「単に御退位ばかりでなく、仁和寺或は大覚寺に御入り被遊、戦没将兵の英霊を供養被遊るのも一法」と、いかにも藤原氏の末裔らしく近代以前の事例も念頭に置きつつ(細川[2002: 340])、「国体ノ否認トイフコトト、陛下ノゴ責任トイフコトトハ必ズシモ同一事項デハナイ」という突き詰めた認識を示している(高木[2000: 846]、S20/4/22)。

皇位の存続を前提に昭和天皇の退位を求める発想は珍しくない。東京帝大の法学部では学部長の南原繁を中心に終戦工作が行われるが、そこでも天皇退位が構想された(南原(述)[1989: 272, 315])。更には、中国の延安にあって戦後の共産革命を構想する野坂参三も、昭和19年の時点で現天皇の退位と当面の天皇制の存続を論じていた(山本(編訳)・高杉(訳)[2006: 91,175])。

宮沢と芦田の相談はその場限りに終わり、芦



田を含む鳩山グループの戦後構想も明らかでない。ただ、様々なグループが早期終戦を図り、戦後構想を立案していく動きの中に芦田もいたのは確かである。そこでは既に、憲法改正の可能性や昭和天皇の責任問題も遠望されていたように思われる。

## II. 占領初期の天皇と憲法を巡る問題

### II.1. 敗戦直後の天皇退位論

昭和20(1945)年の敗戦直後、吉田は東久邇宮稔彦内閣の外相として迎えられ、天皇とマッカーサーの会見を成功させることで戦後政治に登場した(柴田[1998])。東久邇宮内閣は早々に総辞職するが、吉田は後継の幣原喜重郎内閣の下でも引き続き外相を務め、内閣の要の位置を占めた。

一方で芦田は、鳩山グループにおいて新党結成を目指す急先鋒だったが(芦田[1986a: 48-49])、勧誘されて幣原内閣に厚相として入閣し、自由党の主流から外れることになった。ここに戦後政治における吉田と芦田の軌跡が交錯し始めるのである。

さて、敗戦で日本政府が最も懸念したのが天皇の処遇であった。敗戦直後、昭和天皇は戦争責任者を連合国に引き渡すのが忍びないとして、内大臣の木戸幸一に自身の退位案を問うた。しかし木戸はこれを戒めた。退位の意志の表明が「皇室の基礎に動揺を来したるが如くに考へ、其結果民主的國家組織(共和制)等の論を呼起すの虞れもある」という理由だった(木戸[1966: 1230-1231]、S20/8/29)。もっとも、12月に戦犯容疑者の指名を受けた木戸は、天皇に別れを告げる際、将来的には道義的責任を取るよう意見したという(「木戸幸一日記」S26/10/17、木戸[1997: 161])。

一方、近衛は退位論を憲法改正論と連動させ、その実現を急いだ。「ぐずぐずしていると、陛下にも天皇制そのものにも及んでくる恐れがあ

る。憲法改正は先に行くほど極端な議論に動かされることにもなろう」(矢部[1976: 757])。近衛流の先手論による国体護持案である。

吉田は木戸とも近衛とも違う。「御上の思召ニ依り戦局終結ニ到りしハ、国民ハ勿論敵国側と雖も我皇室ニ対し奉り感激の格別のもの可有之」といった楽観が、吉田の特徴である(吉田[1994: 175]、S20/8/27小畑敏四郎宛書翰)。そこには親英米派の元外交官として、米国知日派への期待も反映している。

吉田はまた、終戦の聖断に「よくこそこの此御勇断と唯々感激」したと述べている(吉田[1994: 554]、S20/8/27付来栖三郎宛書翰)。天皇とマッカーサーとの関係を成功させたことで、その在位を安定の鍵とみなす要因と見る視点は強まったであろう(柴田[1998])。岳父の牧野も、安倍能成が天皇退位を唱えたのに対し、退位後の混乱を示唆して戒めたという(安倍[2003: 67])。

さて、芦田も内閣に列することで、天皇とも身近に接する機会を得ている。閣僚が宮中での賜餐に与った際に、天皇は「フランスでは芦田に世話になったよ」と語って親近感を見せた(芦田[1986a: 52]、S21/10/20)。ただ、閣僚として参内する芦田は、宮中の空気に違和感も抱いた。「元旦の年賀は型の通り。自分の感じは宮内省の旧態制を今少し民衆化すべきであると言ふ点にあつた。君臣の間に温かい一脈を通はせる必要がある」(芦田[1986a: 61]、S21/1/9)。「年頭、国運振運ノの詔書」、俗に言う人間宣言が発表された昭和21年元旦の印象である。

### II.2. 憲法改正問題を巡る対抗

幣原内閣の時代には、憲法改正の動きが各方面で活発化した。近衛は憲法問題でも先手論を發揮し、内大臣府の御用掛という資格を得て改憲作業に取り組んだ。近衛の活動に幣原内閣も「心ならずも之に引き摺られ」(芦田[1986a: 52]、S20/10/20)、商法学者の松本烝治を國務相に迎

えて憲法問題調査委員会を設置し、検討を開始した。内大臣府の近衛の作業と、内閣の松本委員会の作業の2つが競合したのである。更に諸政党や各種民間団体においても憲法草案が作成された。高野岩三郎、室伏高信らの憲法研究会がその代表例であった(原[2006])。

だが、やがて近衛は戦争責任者という批判を受け、内大臣府での改憲案作成は宮中府中の別を乱すという批判も招いた。昭和天皇も、「皇室に政治的権力があるらしく見ゆるは不得策なり」として(木下[1990: 23]、S20/11/2)、内大臣府の廃止に踏み切った。12月に近衛、木戸が戦犯容疑者の指名を受けて近衛は自殺し、その草案は以後の制憲過程には影響しなかった。

翌21年の2月に新聞にスクープされた松本委員会の案もGHQの失望を買い、GHQは自ら憲法案の起草作業に取り組んでいく。その際、特に参考にされたのは前年末に発表されていた憲法研究会の案だった(原[2006])。特に第1条で「日本国の統治権は、日本国民より発す」と国民主権を明記すると同時に、儀礼的な存在として天皇制を位置付けた点が着目された(小倉[2001: 236-237])。

なお、松本委員会の作業は内閣において必ずしも公式に位置付けられておらず、芦田は幣原らの改憲消極性に批判を示している。「欽定憲法といふ思想そのものがアメリカ人の言ふデモクラシーと相容れない」という懸念であった(芦田[1986a: 52]、S20/10/20)。もっともその芦田にしても、20年の年末に新聞で公表された憲法研究会案を見て、これを過激と評したという(芦田(他)[1952: 25])。

2月13日、吉田と松本はGHQ側から憲法草案を手渡された。第1条で天皇をsymbolとする案に、吉田は「途んでもないものを寄こしたものだと思った」と回想しているが(吉田[1998b: 26])、マッカーサーは幣原に対し、連合諸国の厳しい対日論調に触れ、この案が天皇の安泰を

図るものと力説した(芦田[1986a: 78-79]、S21/2/22)。既にマッカーサーは、天皇制の温存による占領統治の円滑化を方針とし、1月末、本国政府に天皇の戦犯訴追に反対の旨を打電している(山極・中村(編)[1990: 463-464])。内閣も天皇も、最終的にはGHQ草案の受け入れを決めた。天皇の決断を吉田は後に「聖断」と呼び、GHQ案を受け入れたのは、それが大局上有利と判断した「国際感覚」によるものと称する(吉田[1998b: 31-34])。5月には極東軍事裁判が開廷するが、6月に天皇不訴追が公式に言明され、天皇訴追問題は一応の決着がついた。吉田は後年、マッカーサーの功績の第一として天皇制への支持を挙げるのだった(吉田[1998c: 185])。

### II.3. 新憲法制定

昭和21年4月に実施された総選挙で第一党となったのは、鳩山一郎の率いる自由党であった。しかし鳩山はGHQによって公職追放に遭った。芦田も有力な後継候補者の1人だったが、最終的には吉田が党外から迎えられて組閣に当たった。共産党のデモ隊が皇居の台所に乱入し、組閣本部も包囲されるといった騒然とした状況であった。天皇は毎晩電話で組閣の進行具合を確認し、吉田は恐縮したという(吉田[1998a: 159-160]、吉田[1998c: 147])。

6月に開会した第90回帝国議会において、吉田は首相として憲法案を国会に提出する任を担い、芦田は衆議院の憲法改正特別委員会の長を務めた。吉田は本会議の質疑の中で、「君臣一如」「君臣一家」を唱え、「国体ハ新憲法ニ依ツテ毫モ変更セラレナイ」ことを強調したが(内閣官報局(編)[1985b: 75])、GHQはこれに介入し、芦田が議長を務めた小委員会で国民主権を明記する方針が決まった(古関(解)[2005: 71,227-228])。

芦田も幣原内閣の閣議で受け入れが決定した際には「暗涙をのんで閣議室を出た」ことを日記に記している(芦田[1986a: 246]、S21/3/5)。し

かし、芦田はやがて「劃期的」な新憲法のため、委員長として「真に愉快に働いた」という心境に至る(芦田[1986a: 118, 120]、S21/6/25, 8/10)。芦田はまた、「熱のない」吉田の態度に不満を感じ、皇室財産の問題で要領を得ない態度を取った吉田と対立する場面もあった(芦田[1986a: 118,123-124]、S21/6/25, 8/17)。

芦田は委員長としての報告で、「憲法ノ運用宜シキヲ得ルナラバ、我ガ国憲政ノ發達ハ漸ヲ逐ウテ見ルベキモノガアツタニ相違ナイト信ゼラレル」のに、「世界ノ大勢ニ通ゼナイ一部ノ徒輩ハ此ノ憲法ノ特色ヲ逆用シ、遂ニ我等ノ愛スル祖国ト同胞トヲ今日ノ境涯ニ導イタ」ことに対する痛恨の念を述べ、喝采を浴びている(内閣官報局(編)[1985c: 505]、S21/8/25)。明治憲法への告别と新憲法への期待を込めたこの演説は芦田の人気を高め(芦田[1986a: 133]、S21/9/12)、自由党内で孤立していた彼が、有力な首相候補として再び脚光を浴びる政治的資産ともなった。

その後、貴族院での審議も終わる直前に、吉田は牧野に送った書翰の中で、「固より新憲法ニ付種々難点有之候得共現状一応右にて満足致候外無之、又右にて一応ケリを付置候方内外之状勢宜敷と存候次第有之」と述べている。吉田もまた妥協をもって新憲法を受け入れたのだった(吉田[1994: 673]、S21/10/2牧野宛書翰)。

新憲法が公布された11月3日の午後、宮城前広場で憲法公布祝賀東京都民大会が挙行され、10万人以上の群衆が押しかけている。広場に姿を現した天皇皇后夫妻に対し、会衆は吉田の発声で万歳三唱を行い、退場する天皇皇后を追って門の方面に雪崩を打って押し寄せた。この光景を見た芦田は、「何故か涙がこぼれて声が出」ず、「何といふ感激であるだらう」と日記に書いている(芦田[1986a: 134]、S21/11/3)。ここでは、新憲法公布の感慨と新しい象徴天皇への熱狂が重ね合わされている。

#### II.4. 皇室典範・宮内府法

新憲法の制定は、民法や刑法など他の法体系にも大きな変革をもたらした。皇室関係では皇室典範の改正が重要であった。ここでは退位条項の是非が1つの論点となったが、結局規定はなされなかった。そこには、昭和天皇の退位を危惧する吉田や牧野の意図も働いている(柴田[1997: 25-27])。戦後、東京大学総長に就任した南原繁は、12月の貴族院において、あるいは翌年4月には大学での天長節演説において、敗戦の道義的責任をとっての退位を説いている(内閣官報局(編)[1985a: 86-88]、南原[1973])。戦犯指名問題は一段落しても、国内世論において戦争の道義的責任を求める声はしばらく燻った。

もう1つ重要なのが、宮内府法の制定だった。明治憲法下、宮中府中の別として内閣から独立していた宮内省は、新憲法の施行と同時に、内閣の下で宮内府という位置付けを与えられた。ただ、通常の外局ではなく、人事院等と同様の「内閣総理大臣の所轄」という位置付けをされた点は、「なるべくその独立性を有せしめる」意図であった(「佐藤達夫関係文書」1780、憲法調査会(編)[1960: 20])。新憲法の施行を目前に控えた3月、元宮内大臣の松平恒雄は牧野に書簡を送っている。「長官始め人事ニ関し政府が擅ニ任命し居る様のことありてハ将来如何なる性質の政府か出現するや保し難き場合、御思召ニ副はざる如き<sup>マ</sup>交迭等有之様のことなきや」というのが松平の心配であった(「牧野伸顕文書」273-2、S22/3/16松平書翰<sup>①</sup>)。戦前、宮中を外部の侵蝕から守ろうとした宮中グループは、依然として宮中人事に深い関心を見せている。

しかし、天皇の権能の制限がGHQの意向であり、明文規定で天皇の意思を組み込むのは難しかったであろう。松平が再度送った書翰には、宮内大臣から入手したという「宮内府に関する奏上」という書類の写しが附されている<sup>②</sup>。ここでは、「宮内府職員の人事につきましては、

陛下の思召及び宮内府長官の意見に基き、これを決定することが適当でありまして、運用上、充分その実をあげることが出来る」と説明されている(「牧野伸顕文書」273-3)。

それでも結局は、時の政府が天皇の意向を尊重するか否かが鍵となる。その点が問題化したのが芦田政権の時代だった。

### III. 片山・芦田内閣期

#### III.1. 芦田の内奏

昭和22(1947)年4月の総選挙の結果、吉田自由党は下野することとなった。芦田は総選挙に先立って自由党を脱党、民主党の結成に参加し、選挙後は社会党との連立を主導して党首の地位を得た。6月に社会・民主・国民協同3党の連立で片山哲内閣が発足する。この間、5月3日に新憲法施行が施行されており、片山内閣は事実上、新憲法体制の最初を飾る内閣であった。

天皇は、吉田内閣の末期には吉田に幾分不満だったらしく(寺崎・テラサキ[1991: 307]、S22/3/28, 4/7, 4/9)、初の社会党政権に期待もあったように思われる。認証式に臨んだ閣僚も敬虔な態度を見せ、天皇は片山首相に対して「深い御信任の思召」を示した(入江([1994: 218]、S22/6/1)。天皇はまた片山に、政治上の話も含めて「自由に話しに来」るよう求め(片山[1976: 358])、これに応じるように片山以下、社会党の閣僚も、天皇に拝謁して政治向きの報告を行った。天皇の言葉をマスコミに披露するなど、明治憲法下の慣例とは異なる態度も見せた(富永[2006: 141-144])。

一方で、外相として入閣した芦田は当初内奏を控えた。本人としては、それは天皇への忠誠心と矛盾しない。「新憲法になつて以後、余り陛下が内治外交に御立入りになる如き印象を与えることは皇室のためにも、日本全体のためにも良いことではない」と考えていたのである。しかし天皇の要望を伝えられるに及び、7月21

日に宮城に赴いて内奏を行った。テーマとなったのは、トルーマン・ドクトリンやマーシャル・プラン、中国の内戦など、徐々に冷戦構造に入りつつあった国際情勢だった。

天皇はいくつかの質問をしている。例えば「米蘇関係は陰悪であるといふが果してどうなるのか」「日本としては結局アメリカと同調すべきでソ聯との協力は六ヶ敷いと考へるが」等々。国内の共産党の動向も天皇の関心事だった。芦田は質問に丁寧に答えた。「かくして一時間十分に亘る長談義にも陛下も御疲れかと思つて引き下がつた。『又時々来てくれ』と仰せられた時に私は『はい』とお答へしたが、頭の中に又しても新憲法のことを浮んで来た」(芦田[1986b: 13-14]、S22/7/22)。

天皇が特に関心を持つのは外交と共産党の問題であり、それは反ソ反共、あるいは親米という形をとって表れた。9月19日の内奏では、芦田はアメリカ側に講和後の米軍有事駐留方式による安全保障を打診したことを報告している。「安全保障の問題については陛下は殊に力を込めてフンフンと御うなづきになつた」(芦田[1986b: 14]、S22/9/24)。奇しくも同じ日、天皇は御用掛の寺崎英成を通じてGHQに対し、貸与形式による沖縄の軍事占領の継続という別の構想を伝えている(寺崎[1991: 332]、S22/9/19)<sup>6)</sup>。この天皇メッセージについて芦田は何も記しておらず、あたかも二重外交の様相を呈している。

さて、片山・芦田内閣はGHQの中でも急進的な志向を持つ民生局(GS)の強力な庇護の下にある一方、それと裏表の頻繁な介入を受けた<sup>7)</sup>。GSは、明治憲法下の天皇関係の慣行が続くことに不満を持った。連立の片山内閣は内紛が絶えず、昭和23年2月に総辞職するが、GSは片山が総辞職時に天皇に拝謁したことを非難している(朝日、S23/2/25)。

連立政権を引き継いだ芦田は天皇に対し、

「新憲法によつて国務の範囲が限定せられ、旧来のように各大臣が所掌政務を奏上致さないことになりました」と伝えたが、天皇は「芦田は直接に宮内府を監督する権限をもつてゐるから、時々来て話して呉なくては」と懇請し、芦田も同意せざるを得なかった(芦田[1986b: 107]、S23/5/10)。首相による宮内府の管轄は、ここでは天皇が首相を繋ぎ止める役割を果たしている。日記で見ると、芦田は首相在任の7ヶ月の間に10回余の拝謁を行っている。

### III.2. 宮中改革

片山・芦田時代には、宮中改革を巡る問題も深刻化した。終戦時、宮内省は6200人余りの職員を有していたが、宮内府への改組後は1500人足らずに縮小している(憲法調査会(編)[1960: 2-4])。しかし、GSは更なる削減を求めて片山内閣に圧力をかけた。昭和天皇が当時行っていた地方巡幸も批判の対象となった。

特にGSの標的となったのが、巡幸推進の担い手と目された宮内府長官の松平慶民と侍従長の大金益次郎である。だが2人は敗戦後の苦楽を天皇と共にし、その信頼も厚かった。また大金はGHQの中でも保守色の強い参謀2部(GⅡ)と近い関係を築いており、この問題は占領期を通じて見られたGSとGⅡの対立の一環でもあった(岸田[1986: 179-180])。

3月10日の組閣の際に芦田が拝謁した際、天皇は宮中問題に対するGHQの態度に懸念を表わしたが、芦田は「天皇制を危くするのは宮内官吏である」というGSの意見を伝えた(芦田[1986b: 72-73]、S23/3/10)。まもなく、芦田はマッカーサーに送った書簡の中で、宮中人事への決意を述べ、「陛下はこの問題で同様の見解を私にすすんで表明」と述べている(袖井(編訳)[2000: 215-217])。マッカーサーと芦田は人事を必要とする立場で一致していたらしい(芦田[1986f: 341-342])。

こうしてGHQ、マッカーサーの支持を得た形で芦田は後任の宮内府長官・侍従長選びに取組んだが、これは先に松平恒雄らが恐れた事態の現実化でもあった。彼らはこの人事を阻止すべく動いた。松平は芦田と同席した際、芦田が出した長官候補者に反対を述べている。芦田はまた、吉田がマッカーサーに書簡を送ったことや、牧野が天皇に拝謁したことも伝え聞いた(芦田[1986b: 88-91, 95]、S23/4/5-8, 13)。

天皇もまたこの人事に抵抗した。「宮内省改革案について主として陛下から色々苦情を申された。私は政府をやめようかと一瞬考へたことがある位だつた」が、「結果に於ては陛下が御譲歩になつた」(芦田[1986b: 118]、S23/5/29)。6月、田島道治が宮内府長官に、三谷隆信が侍従長にそれぞれ就任した。芦田曰く、「陛下は厳格な顔をして居られたが、自分の考が皇室の御為めになると確信してゐたから平然としてゐた」(芦田[1986b: 122]、S23/6/5)。天皇と対立する芦田の日記には、こうした弁明あるいは自己確認のような記述が目立つ。

### III.3. A級戦犯判決を巡る退位問題

芦田が首相となった昭和23年は、昭和天皇の退位問題が再燃した年でもあった。極東国際軍事裁判の判決を控え、戦争責任の問題が改めて焦点となったことが背景にあった(富永[2003])。

深刻なのは、新しく宮内府長官となった田島もまた、「御退位の然るべきこと」を主張する退位論者であり、芦田もこれを承知の上でこれを長官に据えていたことである(芦田[1986b: 97]、S23/4/22)。芦田自身はこの問題に関し、日記に「私には決心はできてゐる」「閑雲野鶴を侶とする」といった言葉を連ね、明確な表現を避けている(芦田[1986b: 126]、S23/6/10)。ただ、芦田と田島は「最後の瞬間まで白紙で臨まうといふ事に申合せた。と同時に万一それが実現する場合は兩人共責任をとる決心」をしてい



た(芦田[1986b: 152]、S23/7/8)。

しかし8月末には田島は芦田に対し、天皇に退位の意志はないようであること、及び退位の障害となる周囲の情勢を挙げている。具体的には、退位による天皇制の動揺の危険、摂政適任者の不在、総司令部の意向、の3つであった(芦田[1986b: 182-183]、S23/8/29)。

なお、9月1日の内奏で、芦田は「MacArthurも民自党の政権を喜んでゐない旨を申し上げたところ、陛下は意外らしい顔色をなされた」(芦田[1986b: 185]、S23/9/1)。吉田の自由党は昭和23年3月、民主党の連立反対派と合流して民主自由党に改組していた。天皇の期待は既に中道政権から離れていたように思われる。

9月27日に行われた田島との話し合いでは「Abdicationをしない件について色々打合せた。これはMacArthurと近く話す予定にしてゐるのでその応対振を協議したのである」(芦田[1986b: 201]、S23/9/27)。

しかし別の力学が芦田内閣を襲った。昭電疑獄である。10月7日、芦田内閣は総辞職した。この日芦田はマッカーサーと会見しているが、退位問題に関する記述は日記にはない。辞職の2日後には別のGHQの要人に対し、退位の可能性を示唆している(シーボルト[1966: 140])。最後まで天皇の意思を図りかねたかのように、芦田は宮中から退いて行く。

代わってこの問題に対処したのは、第2次内閣を組織した吉田であった。占領直後の退位問題の時と同様、吉田はマッカーサーとの連携でこの問題に対処する。マッカーサーも退位に反対であった。天皇の退位はこれまで安定していた占領統治を損なう危険があるとしてこれを恐れた(シーボルト[1966: 140])。2人は数度に渡って直接会見し、A級戦犯の判決日の11月12日、田島長官はマッカーサーに天皇が退位しない旨のメッセージを伝えた(山極・中村(編)[1990: 594])。これが退位問題に終止符を打った。

芦田はこの間の事情を知ることがなかった。12月7日に贈賄容疑で逮捕され、A級戦犯7人の処刑のニュースを拘置所で聞いた芦田は、退位問題のことを心配したという。芦田は年末に釈放され、翌年5月に田島が来訪した時に初めて経緯を知る。2人は問題の解決を祝ったが、芦田は次のような言葉も日記に書き留めた。「田島君は『次には侍従職を改革したい』と言つてゐたが、いつぞや陛下は田島君に向つて改革は漸進的に行ひたいと仰せられ、『松平定信は大奥に手をつけようとして失脚したね』と御附加へになつたといふ。これは意味の深い御言葉である」(芦田[1986c: 99]、S24/5/8)。

#### IV. 吉田内閣期

##### IV.1. 天皇と首相

第2次吉田内閣は少数党政権として発足したため、昭和23(1948)年末には衆議院の解散総選挙に踏み切った。その際、天皇の国事行為を規定する7条を解散の根拠とする点につき、GSの横槍も入ったが、結局は昭和24(1949)年の総選挙で大勝し、政権基盤を固めた(吉田[1998a: 177-179, 183-186])。加えてアメリカの対日姿勢の転換もあり、吉田は独立回復を挟んで6年以上の長期政権を維持することになる。

吉田は頻繁に天皇に拝謁し、内奏を行った。当時の新聞報道によれば「首相の天皇訪問も他の閣僚が在任中一、二度というのに比べてずっと多く、月一度ぐらいの割になる」(朝日、S25/8/28)。侍従長の三谷は次のように観察する。「吉田総理はよく参内した。事しげき日々でもあったが、戦後内閣総理大臣の権限が拡大されただけに、一層責任を感じて宸襟をやすめ奉ることにつとめたのではないかと思う」(三谷[1999: 278])。

吉田は後年、次のように語る。「政府が閣議の決定を以て上奏すれば、必ず御裁可あらせらるゝを常とする」。しかしそれは単なる形式的



な裁可ではなく、「御下問は常に肯綮に中」るもので、戦前の軍首脳部すら恐懼して引き下がったものだった、云々(吉田[1998c: 96])。ここでは昭和天皇の政治的判断能力が、天皇の裁可ならぬ認証その他の行為に権威を付与する意味を帯びている。

吉田の内奏については、講和問題について報告する際の準備資料が残る(外務省(編)[2002a: 666-670, 838-840]、外務省(編)[2002b: 563-570])。もっとも、天皇と吉田の間でいかなるやりとりがあったか明らかでない<sup>6)</sup>。吉田の下で政治家としての道を歩み出した松野頼三は、次のように語っている。「内奏の内容について一切言わないのは、陛下の意図を外に出すものではないということで、これは吉田(茂)さんの時からの伝統なんです」(岩見[2005: 86])。

## IV.2. 講和と退位問題

昭和26年から27年にかけて講和条約の調印、発効に至る時期は、退位論が3度問題化した時期でもあった。独立回復という1つの区切りが天皇の責任論を再燃させた(河西[2005])。吉田と田島が連携して問題に対処する構図は昭和23年と同様であったが、既にマッカーサーは日本を離れ、牧野や松平といった宮中グループの長老格も鬼籍に入っており、今回の吉田は名実共に退位問題の最高責任者であった。なお、宮内府は昭和24年6月の総理府設置法により、宮内庁と改称して総理府の外局に位置付けられ、定員も1000人以下に縮小している(憲法調査会(編)[1960: 7])。

田島の日記から見て、政府や宮中においては昭和26年の10月頃までには不退位の方針で決着が付いていたようである(河西[2005: 11-12])。翌27年1月、国会で中曾根康弘が退位を論じたが、吉田は「御退位を希望するがごときは、私は非国民と思うのであります」とこれを一蹴した(衆議院予算委員会、S27/1/31)。

吉田は退位反対の理由として明仁皇太子の立太子礼が済んでいないことを挙げたという(徳川[1997: 172])。吉田は後々に至るまで、皇太子が政治や国際情勢に親しむよう、その教育に極めて強い関心を払っている(例えば吉田[1994: 266]、S34/11/17小泉信三宛書翰)。吉田は天皇の地位に就く人物には一定の経験や政治的知識を兼ね備えることを求めている。

なお、田島は巢鴨の獄窓にあった木戸幸一の意志も打診している。木戸は「皇祖皇宗ニ対シ責任ヲオトリ被遊御退位被遊ガ至当ナリト思フ」「万一今直ニ御実行ハ困難トシテモ其思召ニシテ洩レ承ルコトヲ得バ国民ノ心裏ニ与フル好影響ハ甚大ナリト思フ」というのが木戸の考えであった(「木戸幸一日記」S26/10/17)。

退位は現実的でなくとも、国民に対する責任意識の表明は1つの選択であった。しかし、これも積極的な田島と消極的な吉田の間に対立があり、当初の草案にあった謝罪色は削られたようである。5月3日の講和発効式典で天皇が読み上げた言葉は、「新憲法をの精神を發揮」するよう訴え、「相たずさえて国家再建の志業を大成」することを願う趣旨で、戦争責任に言及する字句はない(加藤[2006: 163-194])。後年の木戸は「陛下としてははなはだ不本意じゃなかったか」と語る(木戸[1997: 162])。

これ以後も戦争責任を問う退位論は熾り続けるが、大きな動きとはならない。昭和天皇の高齢という新しい退位の論理が出現するのは、昭和34年、明仁皇太子の結婚の年である(衆議院内閣委員会、S34/2/6)。

なお、芦田は既に皇室関係の問題に携わる立場になかったが、新聞紙上の座談会で「御退位の問題は極めて一部の人が考えている程度」で、「御退位問題を考える必要はない」と述べている(芦田(他)[1952])。芦田と同様、一時は退位論に傾きながらも否定に転じた人物に安倍能成がいる(安倍[2003: 65-67])。安倍は制憲期におい

て幣原内閣の文相、貴族院憲法改正特別委員会の長といった、芦田と並行する地位にいた。彼は後年の回想において、制憲議会における南原繁の質問は政府を問い詰めるだけで積極的な意見がなかったと不満を見せ、退位論の高唱についても「御退位の及ぼす政治的社会的結果について何程の考量を費したのか」と批判している(憲法調査会(編)[1958a: 95,104]、安倍[2003: 67])。当事者として難局に当たったという自意識は、屈折を伴いつつも憲法や天皇を巡る現状肯定、あるいはその擁護をもたらすものだったように思われる。

更に後年、芦田はかく語る。「私が政府にあった時、もっとも心痛めたのは陛下の御退位の問題、宮内府の近代化のことなどであった。しかしこれらについては、まだ語る時期にはきていない」(芦田[1955])。また芦田は晩年、園遊会で会った天皇から笑顔を向けられて「光栄に感じた」心境を日記に残している(芦田[1986e: 408]、S32/11/4<sup>9)</sup>)。吉田は芦田以上に拝謁の機会が多く、晩年には皇室参与となり、皇室の諸事に関心を寄せ続けた(御巫[1991: 580-582])。芦田は昭和34年、吉田は昭和42年に没するが、いずれも退位問題の経緯については終生明らかにしなかった。

## おわりに

吉田が昭和27(1952)年の立太子礼で「臣茂」と称したのは有名である。吉田に言わせれば、日本においては民主主義も「皇室がわが民族の始祖、宗家である」という観念と精神が基礎でなければならない。また、イギリスはじめ欧州の王室に見られるように、君主制は民主主義と矛盾しない(吉田[1998c: 90-93])。「国民の心情において、天皇は依然として日本の元首であらせられ」、「一片の法律上の文句では、動かし得ざる国民感情なのである」(吉田[1998b: 57-58])。「君臣一如」「君臣一家」といった観念は新憲法

下においても保たれ、イギリスを範として正当化された。

これに対して芦田は新憲法の担い手としての自覚を強め、それを新しい象徴天皇の出発と重ねて捉えていた。そのため旧憲法の意識を引き摺る天皇との間に摩擦を生じた。2人は共に天皇への敬愛の念を抱きつつも濃淡があり、その違いは退位問題など天皇との関係にも微妙に影を落としたように思われる。

内奏など吉田が確立した天皇関係の慣行の多くは、平成の今日まで続く(後藤[2003: 237])。ただ、そこに至るまでには更に紆余曲折がある。昭和天皇は既に昭和20年の敗戦直後において、「英国のような立憲君主国」を将来の理想と述べ、皇太子時代にイギリス国王から学んだ立憲君主のあり方を「終生の考えの根本」と後々まで語った(高橋[1988: 32,279-280]、S20/9/25、S54/8/29)。明治憲法下での挫折の経験も、それを強めたであろう。ただ、戦後憲法に規定された象徴天皇は、イギリス国王と比べても権能は著しく制限され、君主か否か、そもそも元首か否かすら議論の対象となる存在であった(ルオフ[2003: 71-130]など)。天皇と内閣の関係は個々の政治家次第で大きく揺れた。実際、吉田の次に首相となった鳩山一郎は殆ど内奏を行わず、不満を覚えた天皇が閣僚の重光葵や大麻忠男に内奏を求める事態が生じている(重光[1988]、大麻忠男伝記研究会(編)[1996: 346-347])。一方、いわゆる吉田学校の代表格である佐藤栄作は、占領期には、天皇が弟の秩父宮の葬儀に参列しないのを批判し、「民主国日本としては旧来の慣行を是正さるべきの感あり」と日記に記していたが(佐藤[1998: 42]、S28/1/12)、首相時代には吉田流の天皇観を強めた(後藤[2003: 220-231])。かつて天皇退位論を唱えた中曾根も、閣僚や首相としての経験を通し、昭和天皇と密接な関係を築いていく(中曾根[1996: 57])。保守政治家の象徴天皇観も各人

各様であり、個々人の戦後経験を通して様々に変奏していく。

首相による宮内庁の管轄も、芦田時代の宮中改革に見たように、首相の意向が天皇を左右する可能性を広げるものであった<sup>(10)</sup>。戦後の首相が掌握し得たのは宮中だけではない。枢密院、貴族院、軍部といった天皇大権下の諸機関が消失した日本国憲法の下では、衆議院で多数を得た与党の党首は立法府、司法府をも影響下に収め、首相として大きな権力を得られる構造であった。吉田は衆議院の解散権や閣僚任免権を効果的に用い、長期政権の維持に成功した(御厨[1995: 188-189])。

一方、政権に挫折した芦田は憲法について「実績を考えると制定当時の情熱は裏切られた」と失意を覚え(芦田[1986c: 95]、S24/5/3)、やがて再軍備論に自らの政治的アイデンティティを見出して、先鋭な改憲論者に転じていく。昭和26年に吉田と芦田の間で交わされた再軍備を巡る質疑は、戦後の国会史上における名論戦として名高い(衆議院特別委員会、S26/10/18)。無論、改憲を唱えるにあたって最大の標的は第9条であったが、芦田はこれに加え、首相の自衛隊の指揮権や閣僚罷免権、衆議院の解散権を槍玉に挙げ、「ヒットラーに劣らざる権力」を制限する必要を論じたのであった(芦田[1956: 10-12])。

こうして戦後憲法を巡って吉田と芦田は攻守立場を変えて行く。ただ、2人は憲法制定に携わった者として共通の刻印も負った。彼らは昭和32年に始まった内閣憲法調査会に、新憲法制定時の証言をそれぞれ寄せている。吉田は、押しつけ憲法という論議に「必ずしも無条件に同感できない」とし、天皇の元首化なども必要ないと改憲に消極的な姿勢を露にした(憲法調査会(編)[1958b: 11])。芦田もまた、制憲時の外圧を事細かに証言しつつ、「あの時何の改正も行わなかった方がよかつたかあるいは一応この憲法を通した方がよかつたかといえば、私はこ

れを通した方がよかつたと今もそう思っております」と述べた(憲法調査会(編)[1958a: 124])。それぞれ不満はあれ、2人は新憲法の正統性を全面的に否定する論に与することはなかった。

一方、昭和天皇は「私は常に憲法を厳格に守るように行動してきた」と、新旧を問わず憲法を自らにとっての与件とし、これに忠実な天皇という自己認識を主張し続けた(高橋[1988: 212]、S50/9/20)。そして過去の退位問題については、「公式にいったことはない」「私的関係のことはいたくありません」という言葉で、かつて揺れたであろう自身の心理を私事として封印していく(高橋[1988: 385-386]、S60/4/21)。

天皇はまた、会見の場で特定の個人を批評することに慎重であったが、吉田と芦田については問われて発言する機会があった。昭和天皇が戦後の首相について公の場で評したのは、奇しくもこの2人についてのみである。

吉田総理は始終、世界の平和ということを念頭においている人でありましたが、その政策もそれにマッチするようなことをしていたのを、私は感心しています。

(高橋[1988: 316]、S56/9/2)

芦田のことについては、私はよく覚えています。彼は私の警衛にいろいろ尽力してくれた人であります。その責務を全うするために、私に鋭い意見を述べられました。

(高橋[1988: 374-375]、S61/4/5)

\*有意義なコメントを頂いた2人の匿名レフェリーに感謝を申し上げます。

\*本稿は文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

## 註

1. 以下、書翰の日付は大正10年6月10日付をT10/6/10のように略記する。各種日記、あるいは国会議事録、高橋[1988]の記者会見の日付についても同様とする。また、引用史料の旧字体を新字体に変更した箇所がある。なお、本引用部の《 》内は牧野による加筆部分である。
2. 近年の吉田の評伝における「宮廷官僚」(保阪[2003: 606])、「尊皇の政治家」(原[2005])といった捉え方は、その代表的なものであろう。また、中西[2004]も参照。
3. 従来の芦田の評伝は石山[1948: 12]の記述に依拠して、駐ベルギー大使館にあって満州事変に危機感を募らせた芦田が政治家への転身を決意し、外務省を辞して急ぎ帰国するという劇的な場面を描いてきた。しかし芦田は以前に帰国した際、一高弁論部の先輩にあたる鶴見祐輔に立候補の相談をしている(鶴見[1959: 46])。以前から政治家を志していたことにも留意する必要があるであろう。
4. 書翰の読解にあたり、波田永実[1983: 77-78]を参考にした。
5. 「入江俊郎関係文書」83に同文の文書が含まれており、その写しと思われる。
6. 沖縄を巡る天皇メッセージの政治的意味については、進藤[2002: 65-72]とエルドリッチ[2003: 105-112]が異なる評価を下している。
7. 芦田をはじめ、中道政権の指導者が公職追放を免れたのもGSの政治的配慮が大きかった。竹中[1997]を参照。
8. 豊下[1996]は、講和時の安保条約交渉の際、米軍駐留を強く望む昭和天皇が、吉田に事実上の不信任を示したという仮説を提示している。ただ、史料的に確証がなく、2人の関係が悪化した形跡もないこともあって判断は難しい。吉田と天皇の意見の疎隔の可能性については、別の機会に検討したい。
9. 昭和天皇は昭和43年に、「芦田と田島が退位について話し合っていたことは知らなかった。芦田と田島は退位論者であると解った」という趣旨のことを語ったという(徳川[1999: 499])。ただ、当時の侍従長がまとめた要旨であり、天皇の芦田や田島に対する感情は判然としない。
10. なお、平成13年の中央省庁再編に伴い、宮内庁は「内閣府に置かれる機関」として、再び外局とは異なる位置付けを与えられた(内閣府設置法第48条第1項)。

## 文献

安倍能成(2003)『安倍能成：戦後の自叙伝』日本図書センター。

安倍能成(1966)『我が生ひ立ち』新潮社。

芦田均(1925)『東宮及同妃殿下御進講紀念小篇集』芦田均。

———(1955)「十年の歩み 歴代首相回想記⑮」『毎日新聞』1955年8月20日朝刊。

———(1986a)『芦田均日記 第1巻』岩波書店。

———(1986b)『芦田均日記 第2巻』岩波書店。

———(1986c)『芦田均日記 第3巻』岩波書店。

———(1986d)『芦田均日記 第4巻』岩波書店。

———(1986e)『芦田均日記 第6巻』岩波書店。

———(1986f)『芦田均日記 第7巻』岩波書店。

———(他)(1952)「新生日本の政治を語る」『毎日新聞』1952年1月1日朝刊。

- (他)(1952)「《座談会》憲法は二週間で出来たか?」『改造』1952年4月増刊号, 13-25.
- 茶谷誠一(2005)「宮中勢力の変容に関する考察：牧野グループの後退を中心に」『日本史研究』515: 28-48.
- エルドリッチ、ロバート・D(2003)『沖縄問題の起源：戦後日米関係における沖縄1945-1952』名古屋大学出版会.
- 外務省(編)(2002a)『日本外交文書：平和条約の締結に関する調書 第三冊』外務省.
- (編)(2002b)『日本外交文書：平和条約の締結に関する調書 第五冊』外務省.
- 後藤致人(2003)『昭和天皇と近現代日本』吉川弘文館.
- (2005)「内奏」原武史・吉田裕編『岩波天皇・皇室辞典』岩波書店, 341-344.
- 波田永実(1983)「牧野伸顕関係文書：宮中グループを中心として」『史苑』43(1): 63-86.
- 波多野勝(1998)『裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記』草思社.
- 保阪正康(2003)『吉田茂という逆説』中央公論新社.
- 細川護貞(2002)『細川日記(下)』中央公論新社.
- 猪木正道(1995)『評伝吉田茂』全4巻 筑摩書房.
- 入江相政(1994)『入江相政日記 第3巻』朝日新聞社.
- 石山賢吉(1948)『芦田首相を描く』ダイヤモンド社.
- 伊藤之雄(2005)『昭和天皇と立憲君主制の崩壊：睦仁・嘉仁から裕仁へ』名古屋大学出版会.
- 岩見隆夫(2005)『陛下の御質問 昭和天皇と戦後政治』文藝春秋.
- 片山哲(1976)『回顧と展望』福村出版.
- 加藤恭子(2002)『田島道治：昭和に「奉公」した生涯』TBSブリタニカ.
- (2003)『昭和天皇「謝罪詔勅草稿」の発見』文藝春秋.
- (2006)『昭和天皇と田島道治と吉田茂：初代宮内庁長官の「日記」と「文書」から』人文書院.
- 河西秀哉(2005)「講和条約期における天皇退位問題：明仁皇太子の登場と講和独立を背景として」『史林』88(4): 1-34.
- 木戸幸一(1966)『木戸幸一日記 下巻』東京大学出版会.
- (1997)『木戸幸一政治談話録音速記録2』国立国会図書館憲政資料室蔵.
- 木戸日記研究会(編)1966『木戸幸一関係文書』東京大学出版会.
- 木下道雄(1990)『側近日誌』文藝春秋.
- 岸田英夫(1986)『天皇と侍従長』朝日新聞社.
- 清沢洌(2002)『暗黒日記1』筑摩書房.
- 工藤美代子(1991)『悲劇の外交官：ハーバート・ノーマンの生涯』岩波書店.
- 憲法調査会(編)(1958a)『憲法調査会第7回総会議事録』大蔵省印刷局.
- (編)(1958b)『憲法調査会第8回総会議事録』大蔵省印刷局.
- (編)(1960)『憲法調査会第3委員会第11回会議事録』大蔵省印刷局.
- 小宮京(2005)「鳩山一郎と政党政治(1887-1943)」『本郷法政紀要』11: 35-71.
- 古関彰一(解)(2005)『第九十回帝国議会議衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録(復刻版)』現代史料出版.
- 松田義男(2006)「芦田均著作目録2006年5月18日改訂版」<http://www1.cts.ne.jp/~ymatsuda/Ashida-mokuroku.doc>
- 御巫清尚(1991)「晩年の吉田茂氏」吉田茂記念事業財団(編)『人間吉田茂』中央公論社, 578-603.
- 御厨貴(1995)「『帝国』日本の解体と『民主』日本の形成：統治構造と統治イメージの転換」中村政則他(編)『戦後日本：占領と戦後改革 第2巻』岩波書店, 155-194.

- 三谷隆信(1999)『回顧録：侍従長の昭和史』中央公論新社.
- 三戸英治(2005)「芦田均の外交安全保障論：吉田派・“反吉田派”との比較の中で」『六甲台論集 法学政治学篇』52(1): 1-47.
- 宮野澄(1987)『最後のリベラリスト・芦田均』文藝春秋.
- 宮沢俊義・小林直樹(1968)「明治憲法から新憲法へ」毎日新聞社(編)『昭和思想史への証言』毎日新聞社.
- 村井良太(2005)「昭和天皇と政党内閣制：明治立憲制の変容と天皇の役割像」『年報政治学2004』, 157-169.
- 南原繁(1973)「天長節：記念祝典における演述」同『南原繁著作集 第7巻』岩波書店, 52-60.
- (述)(1989)『聞き書南原繁回顧録』東京大学出版会.
- 内閣官房局(1985a)『帝国議会貴族院議事速記録74』東京大学出版会.
- (1985b)『帝国議会衆議院議事速記録82』東京大学出版会.
- (1985c)『帝国議会衆議院議事速記録83』東京大学出版会.
- 中西寛(2004)「昭和天皇と臣吉田茂」『諸君』2004年7月号, 278-286.
- 大麻忠男伝記研究会(編)(1996)『大麻忠男：談話編』櫻田会.
- 小倉裕児(2001)「新憲法制定と象徴天皇制の起源——マッカーサー草案の成立過程——」『自然・人間・社会』(関東学院大学)30: 209-249.
- ルオフ、ケネス(2003)『国民の天皇 戦後日本の民主主義と天皇制』共同通信社.
- 佐藤栄作(1998)『佐藤栄作日記 第1巻』朝日新聞社.
- シーボルト、ウィリアム・J(1966)『日本占領外交の回想』朝日新聞社.
- 柴田紳一(1991)「ロンドン海軍軍縮会議に関する一極秘電」吉田茂記念事業財団(編)『人間吉田茂』中央公論社、249-66.
- (1995)「田中義一内閣の対中国政策と昭和天皇」柴田『昭和期の皇室と政治外交』原書房, 2-30.
- (1997)「皇室典範改正と外務省：条約局長萩原徹の活動を中心に」『國學院大學日本文化研究所紀要』79: 1-34.
- (1998)「第一回天皇・マッカーサー会見と吉田茂」『國學院大學日本文化研究所紀要』82: 91-132.
- 重光葵(1988)『重光葵手記・続』中央公論社.
- 進藤榮一(2002)『分割された領土：もうひとつの戦後史』岩波書店.
- 袖井林二郎(編)(2000)『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集[1945-1951]』法政大学出版局.
- 高木惣吉(2000)『高木惣吉 日記と情報下』みすず書房.
- 高橋紘(1988)『陛下、お尋ね申し上げます』文藝春秋.
- 高橋紘・鈴木邦彦(1989)『天皇家の密使たち：占領と皇室』文芸春秋.
- 竹中佳彦(1997)「中道政権指導者の追放問題：芦田均・西尾末広の不追放決定の過程」『北九州市立大学法政論集』25(2・3): 131-249.
- (2002)「芦田修正」再考」『北九州市立大学法政論集』30(1・2): 1-58.
- 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー(編著)(1991)『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』文藝春秋.
- 藤樫準二(1977)『天皇とともに五十年：宮内記者の目』毎日新聞社.
- 徳川義寛・岩井克己(1997)『侍従長の遺言：昭和天皇との50年』朝日新聞社.
- 徳川義寛(1999)『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社.
- 富永望(2003)「一九四八年における昭和天皇の退位問題」『日本史研究』485: 38-62.



- (2006) 「戦後社会主義勢力と象徴天皇制」『年報日本現代史』11: 133-183.
- 豊下楯彦(1996)『安保条約の成立：吉田外交と天皇外交』岩波書店.
- 鶴見祐輔(1959)「交友五十五年」『東京だより』1959年8月号、44-48.
- 渡辺治(1990)『戦後政治史の中の天皇制』青木書店.
- 矢部貞治(1976)『近衛文麿』読売新聞社.
- 山極晃・中村政則(編)『資料日本占領1：天皇制』大月書店.
- 山本武利(編訳)・高杉忠明(訳)(2006)『延安リポート：アメリカ戦時情報局の対日軍事工作』岩波書店.
- 吉田茂(1994)『吉田茂書翰』中央公論社.
- (1998a)『回想十年1』中央公論社.
- (1998b)『回想十年2』中央公論社.
- (1998c)『回想十年4』中央公論社.

『朝日新聞』

- 「入江達郎関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵.
- 「木戸幸一日記」国立歴史民俗博物館蔵.
- 「牧野伸顕関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵.
- 「佐藤達夫関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵.

受稿2006年6月23日／掲載決定2006年10月1日